

こころゆた すご
子どもが心豊かにのびのびと健やかにそだつことができるように

日光市

子どもの権利に関する条例

平成25年4月1日施行

生きる権利
守られる権利

参加する権利
育つ権利

日光市

こ けんり かん じょうれい 子どもの権利に関する条例

にっこうし 日光市は、子どもたちの未来がかがやくまちを目指して「日光市
子どもの権利に関する条例」をつくりました。

この条例は、「日本国憲法」や「子どもの権利条約」（正式名称は
「児童の権利に関する条約」）をもとに、子どもが、健やかに成長す
るためになくってはならない「基本的な権利」を保障するために定め
たものです。



もくじ 目次



はじめに

1 ページ

い けんり
生きる権利

2・3・4 ページ

まも まも けんり
守り守られる権利

5・6・7 ページ

そだ けんり
育つ権利

8・9・10 ページ

さんか けんり
参加する権利

11・12・13 ページ

けんり
権利のほかには大切なこと 14 ページ







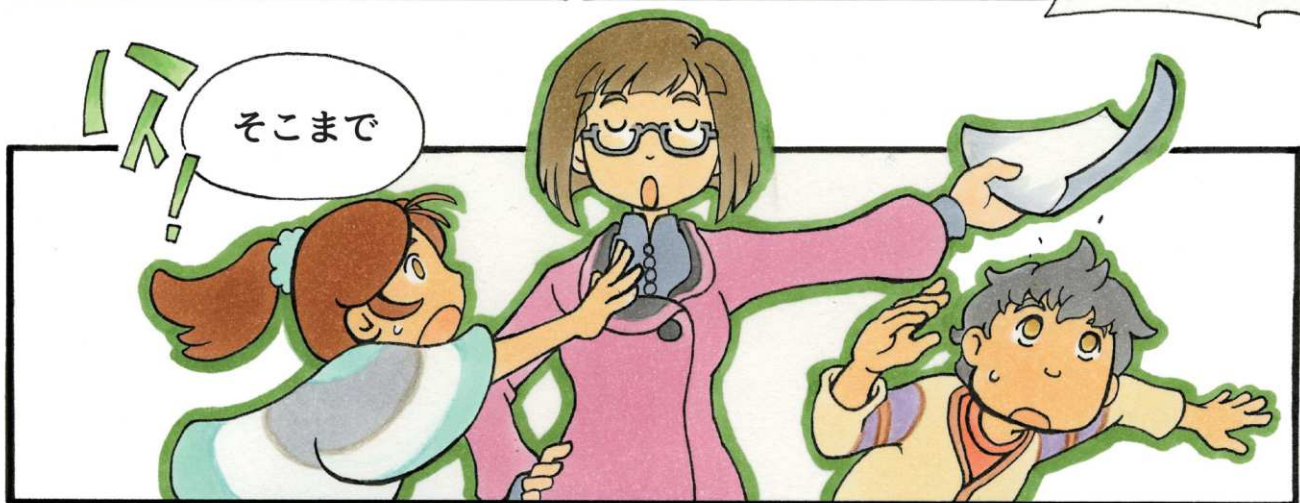
第8条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる危険から生命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
危険のないところで、安心して生活できる権利です。
- (2) 愛情を持って育まれること。
たくさんの愛情をうけて、すこやかに育つ権利です。
- (3) かけがえのない自分を大切にすること。
ひとりひとりが、自分自身を大事にできる権利です。
- (4) 遊び、学び、及び休息すること。
遊ぶことで多くの経験をし、学ぶことで多くの知識をえる権利です。
休息は遊びと学びとのバランスを大人と一緒にしっかり考えて、とることが大切です。
- (5) 健康的な生活を送ること。
栄養と睡眠をきちんととって、健康に生活できる権利です。

みんなには
「生きる権利」
があります！

世界でたったひとりの
自分です。たくさんの
愛情を受けて生きる
ことができます！

わたしの意見









第10条 ^こ子どもは、^{さまざま}様々な^{けいけん}経験を通して^{とお}豊かに^{ゆた}成長するために、^{せいちょう}次に^{つぎ}掲げる^{かか}権利が^{けんり}保障^{ほしょう}されなければならない。

- (1) ^{こせい}個性^{およ}及び^{たにん}他人との^{ちが}違いを^{みと}認められ、^{ひとり}一人の^{にんげん}人間として^{そんちょう}尊重されること。
^{せいかく}性格^{がいけん}や^が外見が^{ちが}ちがっていても、^{ひとり}ひとりの^{にんげん}人間として^{だいじ}大事に^{けんり}される権利です。
- (2) ^{じぶん}自分の^{かんが}考えを持ち、^も自由に^{じゆう}表現^{ひょうげん}すること。
^{じぶん}自分が^{おも}思ったこと^{かん}や^{かん}感じたことを、^{じゆう}自由に^{ひょうげん}表現できる権利です。
- (3) ^{じぶん}自分に^{かんけい}関係^しすることを、^{てきせつ}適切な^{しえん}支援^うを受けて^{じぶん}自分で^き決めること。
^{おとな}大人の^{じょげん}助言^うを受けながら、^{かんが}自分のことを^{はんだん}自分で^{かんが}考え、^{はんだん}判断できる権利です。
- (4) ^{ゆめ}夢^むに向かって^{ちようせん}挑戦^しすること。
^{しっぱい}失敗^しをおそれずに、^{ゆめ}自分の^{ちようせん}夢に^し挑戦できる権利です。
- (5) ^{げいじゆつ}芸術^{ぶんか}、文化^{およ}及び^ふスポーツ^{した}に^ふ触れ^{した}親しむこと。
^{げいじゆつ}芸術^{ぶんか}や^{ぶんか}文化、^ふスポーツに^ふふれることで、^{ゆた}豊かな^{こころ}心を^{そだ}育てる権利です。

みんなには
「育つ権利」
があります！

自分の^{おも}思いを^{じゆう}自由に
表現^{ひょうげん}したり、^{じぶん}自分で
決^きめることができます。

いけん
わたしの意見

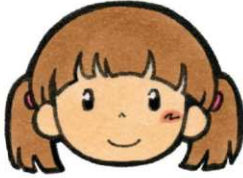




こ けんり そんちよう
子どもの権利を尊重するために、みんながそれぞれやらなければならないこと
いっしょ ちから あ
とや、一緒に力を合わせてやらなければならない大切なことがあります。

せきむ こ けんり
責務——子どもの権利を尊重するためにそれぞれがやらなければならないこと

こ
子どもの
責務



しゃかい まも
社会のルールを守り、
自分もほかの人大切
にして、いじめや差別
をしません。

ほごしゃ
保護者の
責務



こ けんり
子どもの気持ちをかんが
えて接し、健やかに育つ
よう、責任をもって見
守ります。

にっこうし
日光市の
責務



あんしん こそだ
安心して子育てができ
る環境をつくり、虐待
やいじめから守る取り
組みをします。

しみん
市民の
責務



こ けんり
子どもの成長の良いい
手本となり、市の取り
組みにも協力します。

ほしょう こ けんり まも いっしょ ちから あ
保障——子どもの権利を守るために一緒に力を合わせてやらなければならないこと

にっこうし
日光市



あんしん こそだ
安心して子育てができ
る街をつくり、虐待や
いじめから助ける体制
をつくります。

かてい
家庭



せいかつ きほん
生活の基本となる大切
な場所として、権利を
守るためにできる限り
の努力をします。

がっこう
学校など



たの まな なかま
楽しく学び、仲間をつ
くる場所として、健や
かに成長できる環境を
つくります。

ちいき
地域



こ けんり
子ども同士や大人との
交流の中で学び、遊び、
安心してすごせる地
域をつくります。

し こ けんり まも と く おこな
市は、子どもの権利を守るための取り組みを行います。また、そのような市民の活動を応援します。

いばしょ
居場所づくり



こころ やす
心とからだの休まり、
安心できる居場所づ
くりをします。

ぎゃくたいぼうし
虐待防止



こ けんり
子どもへの虐待やい
じめをさせないように
します。

そうだん
相談



なや くる
悩み苦しんでいるひ
とが、いつでも相談
できるようにします。

けんりいんかい
権利委員会



けんり
権利についての取り
組みをより良くする
話し合いをします。

子どもの権利に関する条例

Q & A



Q.1 子どもの権利とは何でしょうか？

A.1 子どもの権利とは、子どもがいきいきと過ごし、自立した社会性のある大人に成長する権利です。

大人へ成長する過程にある子ども期の特殊性を踏まえ、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、地域社会全体で見守り育てていく必要があります。

Q.2 子どもの最善の利益とは、どのような考え方ですか？

A.2 子どもの思いや考えを受け止め、自立した社会性のある大人へと成長するために最も良いことは何かを考えることです。

子どもの意見を聞き、尊重することは大切なことですが、成長する過程にある子ども期にあつては、最善の利益を考えた場合、受け入れられない意見もあると考えられます。そのときは、子どもがわかるように理由を説明することが大切です。

Q.3 権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせないわがままな大人になるのではないですか？

A.3 権利や自由とは、自分の思うままに何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には責任があります。

また、自分だけでなく相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を正しく学び、権利を行使し、話し合う経験を繰り返すことで、子どもは、我がままになるのではなく、相手の気持ちを感じ取り、判断する力や他者を思いやる力になると考えています。

Q.4 条例には家庭や学校・施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

A.4 新しい義務ではなく条約に基づき有している責務を改めて確認するものです。

保護者、学校・施設職員の方には、この趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取り組みを行っていただきたいと考えています。

また、家庭での正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことです。

子どもの権利としつけが相反するわけではなく、正しいしつけを受けることも大切な子どもの権利の一つであると考えられます。



子どもについての相談窓口 日光市家庭児童相談室 0288-30-7830
学校教育課教育指導係 0288-21-5181

日光市ホームページ <https://www.city.nikko.lg.jp/>
(各種相談窓口) <https://www.city.nikko.lg.jp/seikatsuanzen/guide/iza/soudan/>